

デジタル通帳（Webブックフリー）サービス利用規定

第1条 デジタル通帳（Webブックフリー）サービス

1. デジタル通帳（Webブックフリー）サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、通帳の発行及びカードローンご利用明細表に代えてお取引の内容が一覧できる明細書（以下、「取引明細書」といいます。）をインターネットで表示するサービスで、普通預金、総合口座（普通預金・定期預金・積立定期預金）、インターネットバンキングの代表普通預金口座に紐づく本人口座として登録しているスルガ銀行（以下、「当社」といいます。）利用口座及びインターネットバンキング代表普通預金口座を利息引き落とし口座としている当社カードローンを対象とします。
2. 本サービスは、本規定を承認し、かつ当社所定の利用申込書等の提出、インターネットバンキング、ATM等の当社所定の画面による利用申込等により、本サービスの利用申込を行った申込者のうち、当社が適当と認めた申込者（以下「お客さま」といいます。）が利用できます。
3. 本サービスは、インターネット／モバイルバンキングの利用者に対して提供するもので、別途お申込みが必要となります。
4. 普通預金規定第16条第1項第3号、普通預金規定（インターネット支店用）第15条第1項第2号及び総合口座取引規定第19条第1項第3号の「デジタル通帳方式」には、本規定が適用されます。

第2条 お取引明細書の閲覧

本サービスをお申込みいただいた口座（以下「ご利用口座」といいます。）の取引明細書は、原則として毎月末を基準日として作成し、その翌月の当社所定日以降にインターネット／モバイルバンキングの当社所定の画面で閲覧可能となります。

第3条 お取引明細の表示期間

ご利用口座の取引明細書の表示期間は当社所定の期間とします。期間経過後のお取引明細が必要なときは、ご利用口座の口座開設店（以下、「お取引店」といいます。）に当社所定の依頼書を提出していただくとともに、ご本人確認書類のご提示をいただくなど、当社所定の方法により取り扱います。

第4条 通帳、ブックフリー専用フォルダー及びカードローンご利用明細表

本サービスのご利用口座には、通帳、「ブックフリー専用フォルダー」及びカードローンご利用明細表は発行しません。現在お持ちの通帳又はブックフリーサービスから本サービスに切り替えたときは、通帳又は「ブックフリー専用フォルダー」はご利用いただけなくなります。

第5条 届出事項の変更

お客さまは、住所・氏名などの届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により変更手続きを行ってください。このお届出又はお手続前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第6条 本サービスの終了等

1. 本サービスは、お客さま又は当社の都合により、いつでも終了することができます。
2. お客さまの都合により本サービスを終了するときは、当社所定の依頼書の提出、イ

インターネットバンキングの申込画面による申込等により本サービスの終了の申出をしていただきます。

3. 本サービスの終了により、無通帳サービス（ブックフリー）とするときは、「ブックフリー専用フォルダー」を発行し、有通帳とするときは、通帳を発行します。ただし、インターネット支店のお取引口座については、通帳を発行することはできません。また、カードローンについては、カードローン利用明細表を発行します。なお、通帳の発行には所定の発行手数料をいただきます。

第7条 通知等

お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送したときには、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

第8条 規定等の準用

本サービスの利用にあたっては、本規定に加え、当社の各預金規定、各カードローン規定及び各サービス規定により取り扱います。なお、本契約終了後も、各預金、各カードローン及び各サービスについては、各々の規定により取り扱います。

第9条 規定の変更等

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更されたときには、変更後の内容が適用されます。

第10条 準拠法・管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じたときには、当社本店又はお取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2024年1月22日現在)